鉄道財団拡張に伴うお知らせ

当社所属の鉄道千里中央・南北線鉄軌分界点間を既設鉄道財団に編入するため、鉄道抵当法により鉄道財団拡張の認可を申請しました。

よって、この鉄道財団に属すべきものに関して所有権以外の物権を有する方又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者又は鉄道財団に属すべき不動産に関して賃借権を有する方は、令和７年９月18日までに国土交通大臣に申し出て下さい。

なお、鉄道財団目録は国土交通省鉄道局に備えつけてありますから、関係者は閲覧して下さい。

令和７年８月18日

大阪府豊中市寺内二丁目４番１号

北大阪急行電鉄株式会社